



金沢市公報

号外第12号の5

平成20年(2008年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		
●規 則		○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ()	10
○市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則 (職員課)	1	○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 ()	17
○金沢市職員職名規則の一部を改正する規則 ()	1	○職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ()	17
○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 ()	1	○技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ()	17
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ()	4	○金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 ()	17
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 ()	10		

規 則

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第26号

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則(平成8年規則第40号)の一部を次のように改正する。

本則中「藤崎 強」を「森 源二」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第27号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則(昭和28年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「担当次長」を「担当次長 防災管理監」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第28号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表スポーツ振興課の項を削り、同第2項の表中「滞納整理室」を削り、同第2項の表工業振興課の項中「工業振興課」を「ものづくり政策課」に改め、同第2項の表防災安全課の項中「防災安全課」を「防災管理課」に改め、同項の次に次のように加える。

生活衛生室	作業服（上、下）	1	墓地担当者に限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	制服（上、下）	2	斎場に限る。
ネクタイ	2		
市民スポーツ課	運動着	2	
	運動シャツ	2	
	防寒衣	1	
	ズック	1	

別表第1第2項の表健康保険課の項を削り、同第2項の表保健衛生課の項を次のように改める。

健康総務課	作業服（上、下）	1	簡易水道業務に従事する者に限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

別表第1第2項の表中

泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター	作業服（上、下）	1	防疫担当者に限る。
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

を

福祉健康センター	作業服（上、下）	1	防疫担当者に限る。
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
医療保険課	防寒衣	1	常時庁外で保険料の徴収事務に従事する者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

に

改め、同第2項の表環境総務課の項を次のように改める。

環境政策課	作業服（上、下）	1	庶務担当者に限る。
	作業服（上、下）	2	庶務担当者を除く。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	自然担当者に限る。
	ズック	1	

別表第1第2項の表中

施設管理課 西部クリーンセンター 東部クリーンセンター 西部衛生センター	作業服（上、下）	2	
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	ズック	1	

を

施設管理課 西部クリーンセンター新 工場建設事務所 西部クリーンセンター 東部クリーンセンター 西部衛生センター	作業服（上、下）	2	
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	ズック	1	

に

改め、同第2項の表環境保全課の項を次のように改める。

環境指導課	作業服（上、下）	1	庶務担当者に限る。
	作業服（上、下）	2	庶務担当者を除く。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	
	ズック	1	監視担当者に限る。
	安全靴	1	指導担当者に限る。

別表第1第2項の表中

再開発課 近江町市場再整備事務所	作業服（上）	1	

を

市街地再生課 町家再生推進室 近江町市場再整備事務所	作業服（上）	1	庶務担当者に限る。
	作業服（下）	2	
	作業服（上、下）	2	用地担当者に限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

に

改め、同第2項の表区画整理課の項を削り、同第2項の表中

玉川図書館 泉野図書館	制服（上）	1	巡回図書業務担当者に限る。
	作業服（上）	2	
	作業服（夏）（上）	4	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

を

玉川こども図書館開設準備室	制服（上）	1	
玉川図書館 泉野図書館	制服（上）	1	巡回図書業務担当者に限る。
	作業服（上）	2	

に

作業服(夏)(上)	4
防寒衣	1
ゴム長靴	1
防寒長靴	1

改め、同第2項の表各課及び出先機関共通の項中「玉川図書館」を「玉川こども図書館開設準備室、玉川図書館」に改める。

別表第2第2項の表作業服(下)の項中「戸室新保埋立場」を「環境政策課(自然担当者に限る。)、戸室新保埋立場」に、「環境保全課(自然担当者等)」を「環境指導課(指導担当者及び監視担当者)」に改め、同第2項の表白衣の項中「環境保全課」を「環境指導課」に改め、同第2項の表防寒衣の項中「工業振興課」を「ものづくり政策課」に改め、「公設花き地方卸売市場事務局」の次に「環境政策課(自然担当者に限る。)」を、「埋立場建設準備室」の次に「西部クリーンセンター新工場建設事務所」を加え、「環境保全課(自然担当者等)」を「環境指導課(指導担当者及び監視担当者)」に改め、同第2項の表安全長靴の項中「施設管理課」の次に「西部クリーンセンター新工場建設事務所」を加え、同第2項の表安全靴の項中「工業振興課」を「ものづくり政策課」に改め、「環境総務課(立入検査に従事する者に限る。)」を削り、「施設管理課」の次に「環境指導課(指導担当者に限る。)」を加え、同第2項の表ズックの項中「西部クリーンセンター」を「環境政策課(自然担当者に限る。)、西部クリーンセンター新工場建設事務所、西部クリーンセンター」に、「環境保全課(自然担当者等)」を「環境指導課(監視担当者)」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第29号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項第2号イ中「6,000円」を「10,000円」に改め、同号ウ中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。

第21条の3中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

別表第1中	教育職給料表(2)	職務の級4級の職員	100分の15(市長が別に定める職員にあっては100分の20)	を
		職務の級3級の職員	100分の10	
		職務の級2級の職員 (市長が定める職員に限る。)	100分の5(市長が別に定める職員にあっては100分の10)	

教育職給料表(2)	職務の級5級の職員	100分の15(市長が別に定める職員にあっては100分の20)	に改める。
	職務の級4級の職員	100分の10(市長が別に定める職員にあっては100分の15)	
	職務の級3級の職員	100分の10	
	職務の級2級の職員 (市長が定める職員に限る。)	100分の5(市長が別に定める職員にあっては100分の10)	

別表第2市長の事務部局の項から議会の事務部局の項までを次のように改める。

市長の事務部局	局長 市立病院長 市立病院副院長 市立病院事務局長 美術工芸大学事務局長 技監 会計管理者 その他の担当局長	1種
---------	--	----

	部長 東京事務所長 卸売市場長 防災管理監 保健所長 市立病院診療部長 市立病院診療部副部長 市立病院中央診療部長 市立病院中央診療部副部長 その他の担当部長	2 種
	課長 調査統計室長 検査員室長 農業センター所長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長 人権同和対策室長 市民センター所長 (森本市民センター所長及び泉野市民センター所長に限る。) 城北児童会館長 福祉健康センター所長 食肉衛生検査所長 戸室新保理立場長 埋立場建設準備室長 管理センター所長 近江町市場再整備事務所長 道路等管理事務所長 設計技術室長 建築確認審査室長 市立病院事務局次長 市立病院薬剤部長 市立病院看護部長 美術工芸大学事務局次長	3 種
	埋蔵文化財センター所長 まちなみ保全室長 まちなかビジネス振興室長 ファッション産業振興室長 男女共同参画室長 市民センター所長 (森本市民センター所長及び泉野市民センター所長を除く。) 生活衛生室長 中村町保育所長 八日市保育所長 食品安全対策室長 西部クリーンセンター所長 東部クリーンセンター所長 町家再生推進室長 生活道路室長 建物安全対策室長 市立病院事務局医事室長 市立病院看護部担当部長 美術工芸大学附属図書館長 美術工芸大学造形芸術総合研究所長 美術工芸大学評議員 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当次長	5 種
教育委員会の事務部局	部長 市立工業高等学校長 教育プラザ富樫総括施設長 その他の担当部長	2 種
	課長 玉川こども図書館開設準備室長 市立工業高等学校事務局長 中央公民館長 図書館長	3 種
	市立工業高等学校副校長	4 種
	市立工業高等学校教頭 主席指導主事 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当館長	5 種
議会の事務部局	事務局長	1 種
	担当部長	2 種
	課長	3 種
	担当課長	5 種

別表第2の2教育職給料表(2)の表を次のように改める。

職務の級	区 分	管理職手当の額
5 級	2 種	81,900 円
	3 種	72,800 円
4 級	4 種	52,900 円
	5 種	44,100 円

別表第2の2医療職給料表(2)の表の5級の項を次のように改める。

5 級	3 種	58,900 円
	5 種	49,100 円

別表第3中「防災安全課」を「防災管理課」に、

教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関等	指導主事及び市長がこれに準ずると認める者	4.0以内で市長が定める数
------------------------------------	----------------------	---------------

を

教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関等	ア 指導主事及び市長がこれに準ずると認める者	4.0以内で市長が定める数
	イ 心理士	2.0

に

改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第21条の5関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
	2	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
	3	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
	4	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
	5	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
	6	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
	7	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
	8	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
	9	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
	10	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
	11	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
	12	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
	13	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
	14	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
	15	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
	16	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
	17	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
	18	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
	19	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
	20	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
	21	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
	22	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
	23	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
	24	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
	25	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
	26	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
	27	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
	28	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
	29	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600

30	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
31	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
32	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
33	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
34	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
35	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
36	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
37	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
38	7,400	9,700	13,500	16,300	
39	7,400	9,700	13,500	16,300	
40	7,400	9,700	13,500	16,300	
41	7,700	10,500	13,800	16,700	
42	7,700	10,500	13,800	16,700	
43	7,700	10,500	13,800	16,700	
44	7,700	10,500	13,800	16,700	
45	8,000	10,900	14,100	17,100	
46	8,000	10,900	14,100	17,100	
47	8,000	10,900	14,100	17,100	
48	8,000	10,900	14,100	17,100	
49	8,300	11,300	14,400	17,400	
50	8,300	11,300	14,400	17,400	
51	8,300	11,300	14,400	17,400	
52	8,300	11,300	14,400	17,400	
53	8,600	12,100	14,700	17,700	
54	8,600	12,100	14,700	17,700	
55	8,600	12,100	14,700	17,700	
56	8,600	12,100	14,700	17,700	
57	8,800	12,500	15,200	18,000	
58	8,800	12,500	15,200	18,000	
59	8,800	12,500	15,200	18,000	
60	8,800	12,500	15,200	18,000	
61	9,100	12,900	15,500	18,300	
62	9,100	12,900	15,500	18,300	
63	9,100	12,900	15,500	18,300	
64	9,100	12,900	15,500	18,300	
65	9,400	13,300	16,100	18,500	
66	9,400	13,300	16,100	18,500	
67	9,400	13,300	16,100	18,500	

68	9,400	13,300	16,100	18,500
69	9,700	13,700	16,300	18,700
70	9,700	13,700	16,300	18,700
71	9,700	13,700	16,300	18,700
72	9,700	13,700	16,300	18,700
73	9,900	14,000	16,500	18,900
74	9,900	14,000	16,500	18,900
75	9,900	14,000	16,500	18,900
76	9,900	14,000	16,500	18,900
77	10,200	14,400	17,000	19,100
78	10,200	14,400	17,000	
79	10,200	14,400	17,000	
80	10,200	14,400	17,000	
81	10,400	14,700	17,200	
82	10,400	14,700	17,200	
83	10,400	14,700	17,200	
84	10,400	14,700	17,200	
85	10,600	15,000	17,400	
86	10,600	15,000	17,400	
87	10,600	15,000	17,400	
88	10,600	15,000	17,400	
89	10,800	15,400	17,600	
90	10,800	15,400	17,600	
91	10,800	15,400	17,600	
92	10,800	15,400	17,600	
93	11,000	15,700	17,800	
94	11,000	15,700	17,800	
95	11,000	15,700	17,800	
96	11,000	15,700	17,800	
97	11,200	16,000	18,100	
98	11,200	16,000	18,100	
99	11,200	16,000	18,100	
100	11,200	16,000	18,100	
101	11,400	16,300	18,200	
102	11,400	16,300	18,200	
103	11,400	16,300	18,200	
104	11,400	16,300	18,200	

105	11,500	16,500	18,300
106	11,500	16,500	18,300
107	11,500	16,500	18,300
108	11,500	16,500	18,300
109	11,600	16,800	18,400
110	11,600	16,800	
111	11,600	16,800	
112	11,600	16,800	
113	11,700	17,000	
114	11,700	17,000	
115	11,700	17,000	
116	11,700	17,000	
117	11,900	17,200	
118	11,900	17,200	
119	11,900	17,200	
120	11,900	17,200	
121	12,000	17,400	
122	12,000	17,400	
123	12,000	17,400	
124	12,000	17,400	
125	12,100	17,600	
126	12,100	17,600	
127	12,100	17,600	
128	12,100	17,600	
129	12,300	17,700	
130	12,300	17,700	
131	12,300	17,700	
132	12,300	17,700	
133	12,400	17,800	
134	12,400	17,800	
135	12,400	17,800	
136	12,400	17,800	
137	12,500	17,900	
138	12,500		
139	12,500		
140	12,500		
141	12,600		
142	12,600		

	143	12,600				
	144	12,600				
	145	12,800				
	146	12,800				
	147	12,800				
	148	12,800				
	149	12,900				
	150	12,900				
	151	12,900				
	152	12,900				
	153	13,000				
再任用職員		8,000	9,700	11,300	12,800	16,300

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第30号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項第1号中「100分の14.5」を「100分の16」に改め、同項第2号中「100分の2」を「100分の3」に改め、同条第2項中「100分の12」を「100分の13」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第31号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ウ中「3級及び4級」を「4級及び5級」に改める。

第14条第1項中「第35条第1項に規定する特定職員」を「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第34条各号に掲げる職員」に改める。

第19条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

第33条中「及び第36条」を削る。

第35条の見出し中「特定職員」を「職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「特定職員」を「職員」に、「昇給区分は」を「勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「特定職員の」を「職員の」に改め、同項第1号中「特定職員に」を「者に」に、「特定職員（）」を「職員（）」に改め、「前項第5号に」の次に「掲げる職員に」を加え、「特定職員及び」を「職員及び」

に、「特定職員を」を「職員を」に改め、同項第2号中「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員」を「決定することとなる職員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「特定職員」を「職員」に、「概ね」を「おおむね」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 給与条例第5条第5項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第7の2に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

第35条第6項中「特定職員又は」を「者又は」に、「特定職員の」を「者の」に、「第1項」を「前項」に、「特定職員にあっては、」を「職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で」に改め、同項後段を削り、同条第8項中「第2項」を「第1項」に、「特定職員」を「職員」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第1項」を「第5項」に、「前項」を「第6項」に、「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

第36条を次のように改める。

第36条 削除

別表第1ウの表中

3級	工業高等学校の教頭の職務
4級	工業高等学校の校長の職務

を

3級	工業高等学校の主幹教諭及び指導教諭の職務
4級	工業高等学校の副校長及び教頭の職務
5級	工業高等学校の校長の職務

に改

める。

別表第2ウの表備考以外の部分を次のように改める。

ウ 教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	3 級
校 長	大 学 卒			0
	短 大 卒			0
副 校 長 教 頭	大 学 卒			0
	短 大 卒			0
主 幹 教 諭 指 導 教 諭	大 学 卒		0	12
	短 大 卒		0	12
教 諭 実 習 教 諭 養 護 教 諭	大 学 卒		0	
	短 大 卒	0	2.5	
助 教 諭 講 師 実 習 助 手	大 学 卒	0	別に定める	
	短 大 卒	0	別に定める	
	高 校 卒	0	別に定める	

別表第3 大学卒の項中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改め、同表高校卒の項中「若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部」を「、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）」に改め、同表中学卒の項中「の中等部」を「(同法第76条第1項に規定する中等部に限る。）」に改める。

別表第7 教育職給料表(2)昇格時号給対応表を次のように改める。

ウ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	2	1
27	7	3	3	1
28	8	4	4	1
29	9	5	5	1
30	10	6	6	1
31	11	7	7	1
32	12	8	8	1
33	13	9	9	1
34	14	10	10	1
35	15	11	11	1
36	16	12	12	1
37	17	13	13	1
38	18	14	14	1
39	19	15	15	1
40	20	16	16	1

41	21	17	17	1
42	22	18	18	2
43	23	19	19	3
44	24	20	20	4
45	25	21	21	5
46	26	22	22	6
47	27	23	23	7
48	28	24	24	8
49	29	25	25	9
50	29	26	26	10
51	30	27	27	11
52	30	28	28	12
53	31	29	29	13
54	31	30	30	14
55	32	31	31	15
56	32	32	32	16
57	33	33	33	17
58	34	34	34	18
59	35	35	35	19
60	36	36	36	20
61	37	37	37	21
62	37	38	38	22
63	38	39	39	23
64	38	40	40	24
65	39	41	41	25
66	39	42	42	26
67	40	43	43	27
68	40	44	44	28
69	41	45	45	29
70	41	46	46	30
71	42	47	47	31
72	42	48	48	32
73	43	49	49	33
74	43	50	50	34
75	44	51	51	35
76	44	52	52	36
77	45	53	53	37
78	45	54	54	
79	46	55	55	
80	46	56	56	
81	47	57	57	
82	47	58	58	
83	48	59	59	
84	48	60	60	
85	49	61	61	
86	49	62	61	
87	50	63	62	

88	50	64	62	
89	51	65	63	
90	51	66	63	
91	52	67	64	
92	52	68	64	
93	53	69	65	
94	53	70	66	
95	54	71	67	
96	54	72	68	
97	55	73	69	
98	55	74	69	
99	56	75	70	
100	56	76	70	
101	57	77	71	
102	57	78	71	
103	58	79	72	
104	58	80	72	
105	59	81	73	
106	59	81	73	
107	60	82	74	
108	60	82	74	
109	61	83	75	
110	61	83		
111	61	84		
112	61	84		
113	62	85		
114	62	85		
115	62	86		
116	62	86		
117	63	87		
118	63	87		
119	63	88		
120	63	88		
121	64	89		
122	64	89		
123	64	90		
124	64	90		
125	65	91		
126	65	91		
127	65	92		
128	65	92		
129	65	93		
130	65	93		
131	65	94		
132	66	94		
133	66	95		
134	66	95		

135	66	96		
136	66	96		
137	66	97		
138	66			
139	67			
140	67			
141	67			
142	67			
143	67			
144	67			
145	67			
146	68			
147	68			
148	68			
149	68			
150	68			
151	68			
152	68			
153	69			

別表第7の2を次のように改める。

別表第7の2 昇給号給数表(第35条関係)

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第34条各号に掲げる職員にあっては、3)	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第5条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(改正条例附則第2項適用職員の昇格に関する経過措置)
- 職員の給与に関する条例及び金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成20年条例第11号)附則第2項の規定によりその者の平成20年4月1日(以下この項及び次項において「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第2項適用職員」という。)に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成21年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)第19条の規定によるものに限る。)については、同条第4項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「職員の給与に関する条例及び金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成20年条例第11号)附則第2項の規定により平成20年4月1日(以下「切替日」という。)における職員の職務の級(以下この項において「新級」という。)を切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)に対応する同条例附則別表の新級の欄に定める職務の級に定められた職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 切替日に昇格又は降格をした改正条例附則第2項適用職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第22条又は第23条の

規定を適用する。

(平成20年4月1日における一般職員の昇給の号給数等)

- 4 平成20年4月1日において、特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「初任給規則」という。）第34条各号に掲げる職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号。以下「条例」という。）第5条第5項の規定による昇給（初任給規則第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、初任給規則第35条の規定にかかわらず、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）に相当する数から1を減じて得た数（平成19年4月1日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に初任給規則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、その数に、新たに職員となった日又は号給を決定された日から平成20年3月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（市長が定める一般職員にあっては、市長が定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

(1) この項の規定による号給数が零となる一般職員

(2) 条例第5条第7項の規定の適用を受ける一般職員で次項第3号に掲げる一般職員に該当するもの

(3) 次項第3号に掲げる一般職員（条例第5条第7項の規定の適用を受けるものを除く。）で市長が昇給させることが相当でないと認めるもの

- 5 一般職員の基準号給数は、初任給規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（条例第5条第7項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、3号給以上）

(2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（条例第5条第7項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、2号給）

(3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（条例第5条第7項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、1号給以下）

- 6 市長が定める事由以外の事由によって平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他市長が定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

- 7 附則第4項の規定による昇給の号給数が、平成20年4月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は初任給規則第24条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

- 8 附則第5項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各組織の一般職員の定員等を考慮して各組織ごとに市長が定める号給数を超えてはならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 9 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年規則第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「初任給規則第35条第1項に規定する特定職員で」を「特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び初任給規則第34条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）で」に、「初任給規則第35条第1項に規定する特定職員に」を「特定職員に」に改める。

附則第7項中「初任給規則第35条第1項」を「特定職員の初任給規則第35条第5項」に、「「定める号給数に」を「、「定める号給数に」に改め、「相当する号給数」の次に「(当該号給数が負となるときは、零)」を加え、「、「E」とあるのは「E（条例第5条第7項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D又はE）」と」を削る。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第32号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「3級又は4級」を「4級又は5級」に改める。

第4条第1項第5号中「3級又は4級」を「4級又は5級」に、「3級である場合」を「4級である場合」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第33号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和60年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の表中

条例第16条第1項第3号に掲げる職員	環境総務課、戸室新保埋立場、リサイクル推進課又は施設管理課に所属する職員	を
--------------------	--------------------------------------	---

条例第16条第1項第3号に掲げる職員	環境政策課、戸室新保埋立場、リサイクル推進課、施設管理課又は環境指導課に所属する職員	に改める。
--------------------	--	-------

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第34号

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和60年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号中「(環境保全課を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第35号

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表イの表第2号区分の項第3号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日

までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後平成20年3月以前の給与条例」という。）に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 平成20年4月1日以後適用されている職員の給与に関する条例（以下「平成20年4月以後の給与条例」という。）の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち市長の定めるもの

別表イの表第3号区分の項第3号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成20年3月以前の給与条例」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「第2号区分の項第4号」を「第2号区分の項第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

4 平成20年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの

別表イの表第4号区分の項第3号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成20年3月以前の給与条例」に改め、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

4 平成20年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長の定めるもの

別表イの表第5号区分の項第3号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成20年3月以前の給与条例」に改め、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

4 平成20年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの又は3級若しくは2級であったものうち市長の定めるもの

別表イの表第6号区分の項第2号中「第5号区分の項第4号」を「第5号区分の項第5号」に改め、同項第3号中「第5号区分の項第5号」を「第5号区分の項第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年(2008年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成20年(2008年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	カネモト印刷(株)
			石川県金沢市黒田1丁目65番地